



空き家問題に関する疑問についてお答えします!

Q.「空き家」はなぜ問題なの？

A.「空き家」が問題なのではなく、「空き家」が適切に管理されず放置されることが問題です。

放置され老朽化が進んだ空き家は、倒壊や建築部材の飛散、落雪などにより周辺に住む人々の生命や財産に影響を及ぼします。また、庭木や雑草の繁茂は景観を損ねるばかりではなく、ゴミを不法投棄されたり、野生生物やスズメバチの住処になるなどの問題が生じます。



Q.空き家の持ち主に責任はあるの？

A.空き家の管理は所有者の責任です!

空き家の所有者は「適切な管理に努める責務がある」と法で定められています。空き家が原因で通行人や近隣家屋などに被害を及ぼした場合、損害賠償など管理責任を問われることがあります。

Q.国や町などに引き取ってもらえないか？

A.空き家、空き地は個人の財産です。

国や自治体が空き家や土地を引き取るような制度はありません。



Q.要らない空き家は相続放棄すればいいんじゃない？

A.相続放棄をしても、空き家の管理義務が残ることがあります。

次の相続人が決まるまでは管理義務が残ります。管理義務を怠って近隣の住民などに損害を与えた場合は賠償責任を追究される恐れがあります。また、一旦、相続放棄した空き家は売却や解体をすることもできずに管理義務だけが残るため、**相続放棄は慎重に検討する必要があります。**

Q.空き家の名義が亡くなった親のままです。

A.亡くなった方の名義のままでは賃貸や売却の手続きをすることができません。

契約をするには登記の内容を現状に合わせて変更する必要がありますが、登記は時間が経つほど複雑になり、手続きに時間がかかるうえ費用も高額になります。手続きに時間がかかれば契約が破談になるなど思わぬ不利益を受けることがあります。

Q.空き家になる前からできる対策はあるの？

A.我が家や実家の今後について、まずはご自身の考えを整理し親族と話し合ってみましょう。

また、不用品は貯めこまずに日頃から家財の整理を進めたり、現在の権利関係や登記の状況などを正確に把握しておくことも大切です。

子や孫の世代に負担をかけることのないように、空き家の疑問は早期解決を!

次回は、「空き家を活かす!町の空き家の活用事例」について掲載します。
 空き家・空き地に関するご相談は、地域創生課 0241-82-5220 まで